

浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター建設に係る

環境影響評価準備書に関する市長意見

I 全般的事項

- 1 準備書に記載した環境保全措置及び事後調査の内容について、現地調査の結果を踏まえ、専門家の指導及び助言を受けた上で科学的に再検討し、環境影響評価書、事後調査計画書及び事後調査報告書（以下、「評価書等」という。）において修正し、詳細に記載すること。
- 2 環境保全措置は、現状をできる限り悪化させないという観点で実施するものであり、周辺環境の状況及び予測の不確実性を考慮し、専門家の指導及び助言を受けた上で検討・実施すること。また、事後調査を適切に行うことにより、期待された環境保全措置の効果が得られているか検証し、必要に応じて、専門家の指導及び助言を受けた上で追加の環境保全措置を検討・実施すること。
- 3 本事業は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）に基づく事業であり、環境影響評価は市が実施し、施設の建設・運用は民間事業者が行うため、環境影響評価の結果が事業の実施に反映されるよう事業者を指導すること。また、施設計画等の決定後には評価書等に施設計画等を記載し、その内容を事後調査に反映させること。
- 4 対象事業に係る工事着手後に追加の事後調査が必要なことが判明した場合には、専門家の指導及び助言を受けた上で追加の事後調査を実施すること。
- 5 道路の整備に当たっては、環境影響を回避・低減するよう、専門家の指導及び助言を受けた上で、十分に配慮した設計・工法・環境保全措置を採用すること。
- 6 対象事業実施区域の近傍では、本事業と同時期に「(仮称) 青谷コース新設事業」の計画が進められている。当該事業者間でそれぞれの事業の環境影響に関する情報を共有し、本事業の環境保全措置や事後調査の実施に当たっては複合的な環境影響を勘案すること。

II 個別事項

1 水質

降雨時の濁水や工事中の排水により、水質への影響が生じないように、適切な環境保全措置を検討し、評価書等において記載すること。

2 動物・植物・生態系

- (1) 対象事業実施区域及びその周囲に生息・生育している希少な動植物について、生息・生育地が改変による影響を受けることが想定される場合には、回避、低減又は代償措置を実施すること。
- (2) 環境保全措置として動植物の移殖を行う場合は、専門家の指導及び助言を受けた上で、移殖方法・時期・場所を決定すること。